**第二節**　液状化等物質のばら積み運送

（適用）

**第十六条**　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従つてしなければならない。ただし、平水区域又は瀬戸内（和歌山県田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門埼から徳島県大磯埼まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、福岡県門司埼から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。）において航行する場合には、この限りでない。

（資料の提出等）

**第十六条の二**　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第一条の二の二及び第十五条の三の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

一　（略）

二　第十七条第四項に規定する液状化等物質運送許容水分値測定表及び液状化等物質水分測定表（同条第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）

三　ばら積みされる液状化等物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

2　液状化等物質を二以上の場所にばら積みする場合には、前項第二号に規定する資料は、積載場所ごとに作成しなければならない。ただし、積載される液状化等物質が全て同一の物質である場合は、この限りでない。

（水分管理手順書による水分管理）

**第十六条の三**　船舶に液状化等物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、当該液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化等物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないように適切に管理しなければならない。

2　（略）

3　前項の水分管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　管理する液状化等物質の品名

三・四　（略）

五　液状化等物質を管理するための手順及び方法

六　（略）

4　地方運輸局長は、第二項の申請があつた場合に、当該水分管理手順書が液状化等物質の水分管理を行うための手順書として適当であると認めたときは、承認しなければならない。この場合において、承認は、水分管理手順書承認書（第二号の七様式）を申請者に交付することにより行う。

5・6　（略）

（運送許容水分値等の測定）

**第十七条**　船長は、当該液状化等物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八条第五項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）が、運送許容水分値（当該液状化等物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によつて液状化するおそれ又は動的分離を起こすおそれが生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）及び水分の測定（第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行つた液状化等物質以外の

**第二節**　液状化物質のばら積み運送

（適用）

**第十六条**　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、この節の規定に従つてしなければならない。ただし、平水区域又は瀬戸内（和歌山県田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門埼から徳島県大磯埼まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関埼まで引いた線、福岡県門司埼から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。）において航行する場合には、この限りでない。

（資料の提出等）

**第十六条の二**　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、第一条の二の二及び第十五条の三の規定によるほか、荷送人は、船積み前に、次の各号に掲げる資料を船長に提出しなければならない。

一　（略）

二　第十七条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表（同条第二項の表第二号に規定する測定の結果を証する書類を含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び第十七条第六項において同じ。）

三　ばら積みされる液状化物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

2　液状化物質を二以上の場所にばら積みする場合には、前項第二号に規定する資料は、積載場所毎に作成しなければならない。ただし、積載される液状化物質が全て同一の物質である場合は、この限りでない。

（水分管理手順書による水分管理）

**第十六条の三**　船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長による承認を受けた水分管理手順書に従つて、当該液状化物質を、船積みするまでの間、水分が増加しないように適切に管理しなければならない。

2　（略）

3　前項の水分管理手順書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　（略）

二　管理する液状化物質の品名

三・四　（略）

五　液状化物質を管理するための手順及び方法

六　（略）

4　地方運輸局長は、第二項の申請があつた場合に、当該水分管理手順書が液状化物質の水分管理を行うための手順書として適当であると認めたときは、承認しなければならない。この場合において、承認は、水分管理手順書承認書（第二号の七様式）を申請者に交付することにより行う。

5・6　（略）

（運送許容水分値等の測定）

**第十七条**　船長は、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第二十八条第五項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）が、運送許容水分値（当該液状化物質がそれを超える水分を含む場合には、運送に伴う動揺等によつて液状化するおそれを生ずることとなる水分の量をいう。以下同じ。）及び水分の測定（第八項に規定する場合には、水分の測定。以下この項において同じ。）を行つた液状化物質を、船舶にばら積み